

○平成 29 年 10 月 1 日から、粗大ごみ、事業系ごみ等の廃棄物処理手数料を改定しました。

○大田区発行の有料ごみ処理券をご使用ください。他区発行のものは使用できません。

○有料ごみ処理券（粗大・事業系）は、「大田区ごみ処理券取扱所」の標識のある店舗、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、清掃事務所で購入できます。

○有料ごみ処理券の払い戻しは原則としてできません。

有料 粗大ごみ 処理券



*収集料金及びごみ処理券の組み合わせは、申し込みの際に「大田区粗大ごみ受付センター」でご案内いたします。

*粗大ごみは家庭から出るものに限ります。事業系粗大ごみは区では収集しません。